

大和市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市条例第5号

大和市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(大和市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 大和市職員の退職手当に関する条例(昭和38年大和市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(大和市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大和市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年大和市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(大和市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大和市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年大和市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「154,000円」を「154,100円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の大和市一般職の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、第4条の規定による改正前の大和

市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。